

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うきっぷの取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）に加えて大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県等に対して、緊急事態宣言が発令されました。

外出自粛のためご旅行を見合わせる場合、以下の条件すべてに該当されるお客様は、緊急事態宣言の期間終了後のお申し出であっても有効期間内にお申し出があったとみなして、弊社の規定により計算した額を無手数料で払戻しいたします。

●対象となるきっぷ

回数乗車券、企画乗車券

（免許返納制度等で自治体から交付を受けたマイレールチケット21を除く。）

※1日フリーきっぷ（モバイル版）の払い戻しをご希望のお客様につきましては、お手数料をお掛けしますが、養老鉄道総務企画課（電話0584-78-3400／平日9：30～17：00）までご連絡いただきますようお願いいたします。

●払い戻し対象となる条件（下記のすべての条件を満たす場合）

- （1）緊急事態宣言等に伴う外出自粛を事由とする払い戻し。
- （2）2021年1月13日以前に購入された乗車券である。
- （3）緊急事態等措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む乗車券である。

●取扱期間

2021年1月13日から緊急事態宣言解除日の翌月末まで

●お問い合わせ

養老鉄道総務企画課（電話0584-78-3400／平日9：30～17：00）
または駅係員にお尋ねください。

養老鉄道株式会社